



道産木材で建てられた「北の木の家」を  
一緒にPRしていただいただけませんか？

# 北の木の家

## 建築推進業者認証制度のご案内



「北の木の家」建築推進業者認証制度は、住宅分野での地材地消による北海道産木材の利用拡大を目指した取組である「北の木の家」の建築や設計、PR等を行っていただく工務店や設計事務所等を、北海道が認証する制度です。

「北の木の家」建築推進業者に認証されると、道HPへの公表や、住宅見学会開催への支援を受けることができます。



## 認証申請の流れ

### ①実施要領および運用、申請書類を道のHPよりダウンロード。

### ②要領及び運用をよく読み、要領に基づいて認証申請書と必要な添付書類を作成。

### ③作成した申請書と添付書類一式を、下記の問い合わせ先まで提出。

### ④認証基準に基づき審査を行います。申請が認められた場合は建築推進業者として認証されます。

○「北の木の家」建築推進業者になるには、法律により、「建築事業者」若しくは「設計事業者」として認められた者で、次に掲げる基準に適合する必要があります。

1. 「北の木の家」や「違法伐採の禁止」、「JAS認定構造材使用」の取組に協力すること。
2. 本店の所在地が道内にある。
3. BIS-E、BIS-M又は住宅省エネルギー技術講習会施工技術者講習会修了者の資格を有する者が所属している。  
(設計業者の場合、BIS、BIS-M又は住宅省エネルギー技術講習会設計者講習会修了者の資格を有する者が所属している。)
4. 木造住宅建築の施工又は設計に2年以上従事している。
5. 関係法令を遵守し、建築主との契約は必ず書面で行い、締結後、契約書及び関係図書を30年間保存する。
6. 道税、消費税及び地方消費税を滞納していない。
7. 一級建築士、二級建築士、木造建築士、又は1級建築施工管理技士が在職している。
8. 業者名等の情報を北海道のホームページに掲載することに同意する。
9. 省エネルギー性、耐久性など北海道にふさわしい住まいづくり(「きた住まいるの要件」に適合する住宅)等に努める。
10. 認証を受けようとする法人、その役員若しくは社員が暴力団員若しくは暴力団関係事業者でないこと及び暴力団関係事業者ではなくなった日から5年を経過している。
11. 道が認定する「きた住まいるメンバー」に登録している。

※詳細な認定要件については、道のHPに掲載していますので、そちらをご確認ください。

<問い合わせ先>

北海道庁 水産林務部 林務局 林業木材課 利用推進係

電話：011-204-5492

FAX：011-232-1294

H P：右のQRコードを読み込むか、

「北の木の家建築推進業者」で検索。



北の木の家



北の木の家建築推進業者

